

令和3年横審第38号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年4月11日11時40分

三重県答志島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 7.47メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年10月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側から魚群探知機一体型のGPSプロッター及び機関回転計、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席及び椅子をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和3年4月11日08時00分愛知県衣浦港を発し、同県伊良湖岬北西方沖合で釣りののち、三重県小築海島北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、小築海島北西方沖合に至り、10時20分釣りを再開したものの期待した釣果が得られなかったため、三重県鳥羽港東方沖合の釣り場に移動することを思い立ち、同県大築海島と答志島との間の水域及び同島東端の三重県八幡埼東方沖合を南下する予定で、11時10分答志港南防波堤灯台から036.5度（真方位、以下同じ。）1.44海里の地点を発進した。

ところで、八幡埼東方約350メートル沖合のところには、干出岩及び水深の不明確な暗岩を含む東西方向約150メートル、南北方向約230メートルの浅礁域（以下「答志浅礁域」という。）が拡延し、Aに装備されたGPSプロッターを詳細表示画面に切り替えることで同浅礁域を表示することができた。

発進に先立ち、a受審人は、八幡埼東方沖合を航行するのが初めてで、同沖合の水深や陰礁域の拡延状況を承知していなかったが、これまで波立ちの状況を見て浅礁域の存在を知り、支障なく航行できたので、目視でも航行可能な水域を識別して無難に航行できるものと思い、GPSプロッターを詳細表示に切り替えて水深や陰礁域の正確な拡延状況を精査するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、GPSプロッターを魚群探知機として作動させ、同乗

者を操舵室内及び船尾甲板の椅子にそれぞれ座らせ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、11時37分少し過ぎ答志港南防波堤灯台から035度860メートルの地点で、針路を181度に定め、10.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により進行した。

定針したとき、a受審人は、答志浅礁域まで940メートルのところとなり、その後同浅礁域に向首接近する状況で続航し、11時40分答志港南防波堤灯台から116度530メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、答志浅礁域に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、アウトドライブユニットが脱落したが、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、答志島東方沖合において、釣り場を移動する際、水路調査が不十分で、答志浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、答志島東方沖合において、釣り場を移動する場合、八幡埼東方沖合を航行するのが初めてで、同沖合の水深や陰礁域の拡張状況を承知していなかったのだから、GPSプロッターを詳細表示に切り替えて水深や陰礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで波立ちの状況を見て浅礁域の存在を知り、支障なく航行できたので、目視でも航行可能な水域を識別して無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、答志浅礁域に向首進行して乗揚を招き、

船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁